

議案第35号

葛飾区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年 3月28日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率を定めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区介護保険条例の一部を改正する条例

葛飾区介護保険条例（平成12年葛飾区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条中「区長」を「葛飾区長（以下「区長」という。）」に改める。

第10条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項第1号中「3万2,292円」を「3万4,560円」に改め、同項第2号中「4万3,056円」を「4万6,080円」に改め、同項第3号中「5万3,820円」を「5万7,600円」に改め、同項第4号中「6万4,584円」を「6万9,120円」に改め、同項第5号中「7万1,760円」を「7万6,800円」に改め、同項第6号中「7万8,936円」を「8万4,480円」に改め、同号ア中「いう。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同項第7号中「8万9,700円」を「9万6,000円」に改め、同項第8号中「10万7,640円」を「11万5,200円」に改め、同項第9号中「11万4,816円」を「12万2,880円」に改め、同項第10号中「14万7,108円」を「15万7,440円」に改め、同項第11号中「17万2,224円」を「18万4,320円」に改め、同項第12号中「19万164円」を「20万3,520円」に改め、同項第13号中「20万8,104円」を「22万2,720円」に改め、同項第14号中「22万9,632円」を「24万5,760円」に改め、同項第15号中「25万1,160円」を「26万8,800円」に改め、同条第2項中「所得の少ない」を「前項第1号に掲げる」に、「前項第1号に該当する者

の平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「2万8,704円」を「3万720円」に改める。

第13条第3項中「第10条第6号イ」を「第10条第1項第6号イ」に、「第10条第6号から」を「第10条第1項第6号から」に改める。

第24条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

付則第3条中「(昭和32年法律第26号)」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第24条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第10条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。